

リノベーション・モデル事業質疑応答

R7.6.30時点

No.	質問事項に係る募集要項等のページ	質問事項に係る募集要項等の具体的な箇所	質問事項	回答
1	募集要項 7ページ	第9 応募書類 1 応募書類の種類（8）	対象建物が「昭和56年5月31日以前に着工した建築物」の場合は、建築基準法及び建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に適合することが確認できる書類」とは、一級建築士が作成する『耐震基準適合証明書』でよいか。	「耐震基準適合証明書」は租税特別措置法施行令に示す基準適合を示すものです。この様式によらず、確認済証や建築士による「建築基準法及び建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に適合することが確認できる書類」等をご提出ください。なお、応募申請時に提出できない場合は、選定後の交付申請時まで提出してください。
2	募集要項 7ページ	第9 応募書類 1 応募書類の種類（8）	昭和56年5月31日以降に着工した建築物を、リノベーション工事に伴い耐震改修工事を行う場合、第9-1-(12)耐震改修工事後の計画が耐震性を有することを証する書類」の提出は必要か。 また、当該書類が必要な場合は一級建築士が作成する『耐震基準適合証明書』でよいか。	構造体の改修実施を行う場合、確認済証や建築士による「建築基準法及び建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に適合することが確認できる書類」等をご提出いただくのが望ましいです。 なお、応募申請時に提出できない場合は、選定後の交付申請時まで提出してください。
3	募集要項 9ページ	第10 審査及び選定 4 選定結果	「原則、事業者及び事業概要を公表」と記載されているが、別紙様式2-8記載の収支計画書は非公開という認識でよいか。	原則として、事業者及び事業概要を公表することとし、「要綱第10-4選定結果」による公表では、別紙様式2-8の収支計画書の公表は予定しておりません。
4	募集要項 9ページ	第10 審査及び選定 4 選定結果	公表はどのようなタイミングで実施されるか。	事業者決定後、速やかに公表する予定です。
5	募集要項 9ページ	第11 補助金の交付手続、条件等 1 交付申請 2 交付決定	交付申請に期日があれば教えてください。	選定された事業に係る事業者は、令和7年度中にリノベーションに関する設計又は工事に着手し、令和8年度中に改修工事及び支払いを完了するように適切に申請してください。
6	募集要項 9ページ	第11 補助金の交付手続、条件等 1 交付申請 2 交付決定	交付申請から交付決定まで、どの程度期間を要するのか教えてほしい。	交付申請から交付決定の期間については、概ね30日を見込んでください。ただし、内容によって前後することはあります。

7	募集要項 9 ページ	第11 補助金の交付手続、条件等 1 交付申請 2 交付決定	補助金の交付を受ける予定のない設計や工事（先行発注工事）について、交付決定を受ける前に着手（事業の遂行に係る契約を含む。）することは可能か。	補助対象外の設計や工事については、交付決定前に着手しても問題ありません。ただし、当該契約が補助対象予定事業と一体の契約となっている場合は、当該契約の内容すべてが補助対象外となるためご注意ください。
8	募集要項 9 ページ	第11 補助金の交付手続、条件等 3 計画変更	「補助対象事業の内容を変更しようとする場合」に、補助対象事業の計画（プラン）の軽微な変更も含まれるか。	案件ごとの変更内容によるため、変更が生じる場合は事前にご相談ください。なお、補助対象事業の内容を変更する場合は、変更前にあらかじめ知事の承認を得る必要がありますのでご注意ください。
9	募集要項 9 ページ	第11 補助金の交付手続、条件等 3 計画変更	変更申請から変更決定の通知まで、どの程度期間を要するのか教えてほしい。	変更申請から変更決定の期間については、概ね30日を見込んでください。ただし、内容によって前後することはあります。
10	募集要項 10 ページ	第11 補助金の交付手続、条件等 6 取得財産の管理、処分の制限	「財産を処分したことにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都に納付させることがあります。」について、具体的にはどのような場合に納付が発生するのでしょうか。	内容によるため、案件ごとに相談をお願いします。
11	募集要項 10 ページ	第11 補助金の交付手続、条件等 6 取得財産の管理、処分の制限	「当該不動産及び財産については、補助金交付後10年間以内に処分しようとするときは、事前に知事の承認が必要です。」とあるが、該当建物の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」における耐用年数に対する残存年数が10年未満の場合は、当該残存年数以降は、知事の承認不要ということか。	本事業では、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」の年数に関わらず、補助金交付後10年間以内に処分（目的外使用、売却、譲渡、交換、貸付、担保に供すること、取壊し及び廃棄）しようとするときは、事前に知事の承認が必要です。
12	募集要項 10 ページ	第11 補助金の交付手続、条件等 6 取得財産の管理、処分の制限	「当該不動産及び財産（取得価格又は増加価格が50万円以上のものに限る。）については、補助金交付後10年間以内に処分（目的外使用、売却、譲渡、交換、貸付、担保に供すること、取壊し及び廃棄）しようとするときは、事前に知事の承認が必要です。」とあるが、10年間経過後は知事の承認不要という理解でよいか。	本事業では、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」の年数に関わらず、補助金交付後10年間以内に処分（目的外使用、売却、譲渡、交換、貸付、担保に供すること、取壊し及び廃棄）しようとするときは、事前に知事の承認が必要です。なお、10年経過後の処分実施の際は、知事の承認は不要です。
13	募集要項 10 ページ	第11 補助金の交付手続、条件等 6 取得財産の管理、処分の制限	「所有者変更にあたり、原則、変更後の所有者と残管理期間において、本事業の要件を遵守していただく旨の同意書を取り交わす必要があります。」と記載がありますが、要件とは具体的にどのようなものなのか。	リノベーション・モデル事業募集要項及びリノベーション・モデル事業補助金交付要綱に則り事業終了日から10年間、継続的に、応募した内容で活用することなどです。

14	その他	—	建築基準法及びその他の関係法令において義務化されていない自主的な改修については、どの程度認められるのか。	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他関係法令に基づき実施してください。
15	様式	事業提案書（別記様式 2 - 2）	連名事業者欄に設計者名を記載してもよいか。また、記載した場合、応募書類（13）～（17）に関して連名事業者の分も用意する必要があるか。	募集要項第 8 応募資格等の要件の全てを満たしていれば可能です。記載する場合は、応募書類（13）～（17）もご提出ください。
16	様式	事業提案書	国交省・書籍から図など引用する場合、引用元を記載することで様式に載せることが可能か。	著作権法（昭和45年法律第48号）その他関係法令に基づいて実施してください。
17	補助金交付要綱 3 ページ	第 9 条 （全体設計の申請及び承認）	全体設計承認申請から承認まで、どの程度期間を要するのか教えてほしい。	概ね30日を見込んでください。 ただし、内容によって前後することはあります。
18	補助金交付要綱 3 ページ	第 9 条 （全体設計の申請及び承認）	全体設計承認前の着手は可能か。	全体設計承認前に補助対象事業の着手（事業の遂行に係る契約を含む。）はできません。